

参 考 資 料

目 次

1 職員の給与関係

令和3(2021)年	職員給与実態調査の概要	1
第1表	職員の平均給与月額等	2
第2表	職員の適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数	3
第3表	職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	3
第4表	職員の平均給与月額	4
第5表	職員の扶養手当の対象となる扶養親族数	5
第6表	職員の給料の特別調整額の支給状況	5
第7表	職員の単身赴任手当の支給状況	6
第8表	職員の住居手当の支給状況	6
第9表	職員の通勤手当の支給状況	6
第10表	職員の適用給料表別、級別、号給別人員分布等	7
第11表	再任用職員の適用給料表別、級別人員	35

2 民間の給与関係

令和3(2021)年	職種別民間給与実態調査の概要	36
第12表	産業別、企業規模別調査事業所数	37
第13表	民間における初任給の改定状況	38
第14表	民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給	38
第15表	民間における給与改定の状況	39
第16表	民間における定期昇給の実施状況	39
第17表	比較対象従業員に係る職種	40
第18表	民間における職種別給与額等	41
第19表	職員給与と民間給与との比較における対応関係	43
第20表	民間における家族手当の支給状況	44
第21表	民間における在宅勤務手当の支給状況	45
第22表	民間における特別給の支給状況	46
第23表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	46
第24表	民間における定年制の状況	47
第25表	定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	47
第26表	定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	47

3 労働経済関係

第27表	労働経済指標	48
------	--------	----

4 生計費関係

第28表	宇都宮市における費目別、世帯人員別標準生計費	50
------	------------------------	----

5 国及び都道府県の給与関係

第29表	都道府県のラスパイレス指数の状況	51
------	------------------	----

6	人事院勧告等の概要	52
---	-----------	----

1 職員の給与関係

令和3(2021)年職員給与実態調査の概要

(1) 調査の目的と時期

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条に基づき、本県職員の給与の実態を明らかにし、給与制度の研究に必要な基礎資料を得るため、令和3(2021)年4月現在における職員給与の実態を調査したものである。

(2) 調査対象者

調査対象職員は、次の条例の適用を受ける職員で、令和3(2021)年4月1日に在職する者である。ただし、休職中である職員、公益的法人等へ派遣されている職員、育児休業をしている職員、育児短時間勤務をしている職員、自己啓発等休業をしている職員、非常勤職員及び臨時的に任用されている職員等は除く。

(ア) 職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号）

(イ) 栃木県公立学校職員給与条例（昭和32年栃木県条例第34号）

(3) 調査の内容

令和3(2021)年4月分の給料及び諸手当の支給状況、年齢、性別、学歴、経験年数等について調査を行った。

(4) 調査の方法

職員の給与に係る電算資料を基に、電算処理により職員給与支給状況資料を得た。

第1表 職員の平均給与月額等

職員の区分	全職員	一般職員	うち行政職員	警察官	教員
	人	人	人		
職員数	21,566	5,746	4,835	3,371	12,449
給与の月額	円 353,205	円 332,687	円 334,523	円 327,964	円 369,511
扶養手当	7,975	7,941	8,323	12,245	6,834
給与の特別調整額	4,777	5,802	6,250	2,232	4,994
地域手当	13,067	12,861	12,760	12,338	13,359
住居手当	4,332	4,563	4,498	2,519	4,717
その他	660	1,637	280	606	224
計	384,016	365,491	366,634	357,904	399,639
平均年齢	歳 42.2	歳 42.4	歳 43.0	歳 38.0	歳 43.2
平均経年数	年 19.8	年 20.3	年 21.1	年 16.6	年 20.5

- (注) 1 再任用職員は含まれていない(以下第10表までにおいて同じ。)
 2 「行政職員」とは、行政職給料表及び事務職給料表の適用者のうち、国家公務員の福祉職俸給表の適用を受ける者に相当する職員及び新規学卒の令和3(2021)年4月1日付け採用者を除いたものである。
 3 「給与の月額」には、給与の調整額及び教職調整額を含む(第4表において同じ。)
 4 「その他」は、初任給調整手当、特勤勤務手当等である(第4表において同じ。)

【参考】 職員の区分と適用給料表は次のとおりである。

職員の区分	適用給料表
一般職員	行政職給料表、事務職給料表、研究職給料表、医療職給料表(1)、医療職給料表(2)、医療職給料表(3)、技術職給料表(1)、技術職給料表(2)
警察官	公安職給料表
教員	教育職給料表(1)、教育職給料表(2)

- (注) 1 事務職給料表は、行政職給料表の1級から7級までを使用し、小学校、中学校、高等学校等に勤務する事務職員に適用
 2 技術職給料表(1)は、医療職給料表(2)の1級から5級までを使用し、学校栄養士に適用
 3 技術職給料表(2)は、医療職給料表(3)の1級から5級までを使用し、学校看護師に適用

第2表 職員の適用給料表別人員、平均年齢、平均経年数

職員の区分	給料表	適用人員	平均年齢	平均経年数
一般職員	行政職	4,279	42.4	20.2
	事務職	712	42.9	22.0
	研究職	250	41.8	18.9
	医療職(1)	24	48.5	23.4
	医療職(2)	182	43.0	19.8
	医療職(3)	242	42.7	19.3
	技術職(1)	56	36.5	14.4
	技術職(2)	x	x	x
	小計	5,746	42.4	20.3
警察官	公安職	3,371	38.0	16.6
教員	教育職(1)	3,305	44.4	21.7
	教育職(2)	9,144	42.7	20.1
	小計	12,449	43.2	20.5
全職員		21,566	42.2	19.8

(注) 「x」の箇所については適用人員が1人であるため、記載しない(第3表において同じ。)

第3表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

職員の区分	給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
			大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
一般職員	行政職	%	%	%	%	%	%	%
	事務職	100.0	80.6	5.9	13.5	-	68.7	31.3
	研究職	100.0	44.4	20.1	35.5	-	35.8	64.2
	医療職(1)	100.0	98.0	0.8	1.2	-	72.4	27.6
	医療職(2)	100.0	100.0	-	-	-	66.7	33.3
	医療職(3)	100.0	90.1	9.9	-	-	37.9	62.1
	技術職(1)	100.0	47.5	52.1	0.4	-	25.6	74.4
	技術職(2)	100.0	67.9	32.1	-	-	3.6	96.4
	小計	100.0	x	x	x	x	x	x
うち行政職員		100.0	75.7	9.8	14.5	-	61.4	38.6
警察官	公安職	100.0	75.1	8.1	16.8	-	64.2	35.8
教員	教育職(1)	100.0	60.5	4.8	34.7	0.0	90.9	9.1
	教育職(2)	100.0	95.5	2.5	2.0	-	55.7	44.3
	小計	100.0	92.3	7.7	0.0	-	44.5	55.5
全職員		100.0	93.1	6.3	0.6	-	47.5	52.5
全職員		100.0	83.4	7.0	9.6	0.0	58.0	42.0

第4表 職員の平均給与月額

その1 職員別

給与種目		職員の区分			警察官	教員
		全職員	一般職員	うち行政職員		
3 ・ 4 ・ 1	給料の月額	円 353,205	円 332,687	円 334,523	円 327,964	円 369,511
	扶養手当	7,975	7,941	8,323	12,245	6,834
	給料の特別調整額	4,777	5,802	6,250	2,232	4,994
	地域手当	13,067	12,861	12,760	12,338	13,359
	住居手当	4,332	4,563	4,498	2,519	4,717
	その他	660	1,637	280	606	224
	計(A)	384,016	365,491	366,634	357,904	399,639
2 ・ 4 ・ 1	給料の月額	円 354,957	円 335,284	円 337,049	円 325,546	円 371,846
	扶養手当	8,091	8,174	8,597	12,028	7,000
	給料の特別調整額	4,766	5,914	6,381	2,227	4,918
	地域手当	13,093	12,928	12,817	12,111	13,431
	住居手当	4,143	4,376	4,348	2,376	4,509
	その他	692	1,734	262	608	236
	計(B)	385,742	368,410	369,454	354,896	401,940
$\frac{(A)}{(B)} \times 100$		99.6 %	99.2 %	99.2 %	100.8 %	99.4 %

その2 給料表別

給与種目	給料の月額	扶養手当	給料の特別調整額	地域手当	住居手当	その他	計
行政職	円 331,953	円 8,677	円 6,872	円 12,774	円 4,399	円 281	円 364,956
事務職	322,362	4,754	1,144	11,489	4,402	229	344,380
研究職	350,417	8,216	5,522	12,745	6,823	864	384,587
医療職(1)	491,244	7,000	40,158	86,144	4,229	291,479	920,254
医療職(2)	347,034	6,165	3,943	12,500	4,538	4,467	378,647
医療職(3)	341,968	6,944	233	12,220	5,058	25	366,448
技術職(1)	285,095	1,661	-	10,036	7,202	216	304,210
公安職	327,964	12,245	2,232	12,338	2,519	606	357,904
教育職(1)	385,448	8,129	3,143	13,906	5,413	26	416,065
教育職(2)	363,750	6,366	5,663	13,161	4,466	296	393,702

(注) 技術職(2)については適用人員が1人であるため、記載しない(第10表において同じ。)

第5表 職員の扶養手当の対象となる扶養親族数

区分 職員の 区分	扶養手当の対象となる扶養親族数					受給 職員数 (B)	(A) / (B)
	配偶者	子	父母等	計 (A)	子のうち特定 期間にある者		
一般職員	人 917	人 3,232	人 215	人 4,364	人 1,200	人 2,208	人 2.0
警察官	1,312	2,984	36	4,332	544	1,918	2.3
教員	1,396	6,229	347	7,972	2,292	4,143	1.9
全職員	3,625	12,445	598	16,668	4,036	8,269	2.0

(注) 1 手当受給者1人当たり平均手当月額は、20,799円である。
 2 特定期間とは、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの期間をいう。

第6表 職員の給料の特別調整額の支給状況

区分	給料表	行政職	事務職	研究職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	公安職	教育職 (1)	教育職 (2)	計
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
職員の給与に関する条例	1種	38						3			41
	2種	21			4			17			42
	3種	76		1	3	2		53			135
	4種	116		8	2	5	1	7			139
	5種	160		9	1	4		13			187
	6種	3		3							6
	7種	3									3
栃木県公立学校職員給与条例	1種								24	32	56
	2種		14						51	143	208
	3種								80	495	575
	4種								24	344	368
計	417	14	21	10	11	1	93	179	1,014	1,760	

(注) 1 技術職給料表(1)及び技術職給料表(2)の適用者に給料の特別調整額が支給されている者はいない。
 2 手当受給者1人当たり平均手当月額は、58,538円である。

第7表 職員の単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離					受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
	60 km未満	60 km以上 100 km未満	100 km以上 300 km未満	300 km以上 500 km未満	500 km以上 700 km未満		
受給者	人 54	人 0	人 3	人 1	人 1	人 59	円 31,763

第8表 職員の住居手当の支給状況

職員の区分		全職員	一般職員	警察官	教員
区分	受給者	人 3,817	人 1,063	人 348	人 2,406
	11,000円未満	15	8	2	5
	11,000円以上 28,000円未満	2,628	682	262	1,684
	28,000円	1,174	373	84	717
手当受給者1人当たり 平均手当月額		円 24,478	円 24,664	円 24,400	円 24,407

第9表 職員の通勤手当の支給状況

職員の区分		全職員	一般職員	警察官	教員
区分	受給者	人 18,894	人 4,892	人 2,795	人 11,207
	交通機関のみ利用	911	761	92	58
	交通用具のみ使用	17,602	3,845	2,674	11,083
	交通機関併用者 交通用具	381	286	29	66
手当受給者1人当たり 平均手当月額		円 9,898	円 12,822	円 10,050	円 8,584

第10表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員分布等

行政職給料表（他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9	5	3						1	
10		1							
11		100			1				1
12		5							
13	6	12							
14		4							1
15		80							5
16		3	4						2
17	6	9	20						1
18		7	48						3
19		96	20						1
20		11	10						
21	4	8	11		1				
22		13	55						
23	1	88	3						
24		10	5					1	
25	11	19	10						
26		14	10						
27	1	14	7					2	
28		46	43					10	
29	115	20	14					7	
30	2	10	12					6	
31	6	4	12					5	
32	3	2	35	1			2	4	
33	88	2	15	1			2	4	
34	2	1	12	3		1	8	2	
35	5	2	15	2			40		
36	1		45	6		1	29	1	
37	98	1	13	11			24		
38	5		12	5			9		
39	10		11	7			9		
40	4		15	4			4		
41	3	2	10	10			4		
42		1	14	11			1		
43	2		20	6			2		
44			24	11					
45	3	1	8	11			2		
46			11	11			1		
47	1		24	14					
48	1		25	10					
49	2	1	15	17					
50	1	1	12	20					
51			16	20		1			
52			16	23					
53	3		8	15		1			
54			9	23					
55	1		13	20		5			
56	1		6	18		3			

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
57	1		7	13		7			
58			8	12		31			
59			6	18		22			
60			6	16	1	17			
61	2		5	28		12			
62			7	22	1	16			
63			8	19		27			
64			5	13	2	28			
65			4	24	4	14			
66			3	25	2	15			
67			2	13	12	17			
68			2	18	12	17			
69			4	19	12	14			
70				14	17	14			
71			3	17	27	16			
72			4	23	14	23			
73			4	17	21	14			
74			1	17	46	23			
75			4	21	46	22			
76			3	16	16	37			
77			2	9	21	22			
78			1	9	25	30			
79			5	14	27	34			
80				10	19	29			
81			2	6	21	20			
82				11	27	28			
83			2	3	25	28			
84			1	4	15	33			
85			2	10	16	236			
86				4	14				
87				3	18				
88			5	3	9				
89			2	6	15				
90				6	19				
91			2	6	17				
92			3	1	9				
93	1		1	53	94				
94			1						
95			3						
96			1						
97									
98			1						
99									
100			1						
101									
102									
103									
104									
105			1						
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113			2						
114									
115									
116									

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計(人)	395	591	812	803	626	858	137	43	14
構成比(%)	9.2	13.8	19.0	18.8	14.6	20.1	3.2	1.0	0.3
平均給料 月額(円)	194,328	227,247	291,468	364,091	389,404	407,663	431,507	459,079	500,300

人員計	4,279 人
平均給料月額	331,737 円

事務職給料表（小学校、中学校、高等学校等に勤務する事務職員に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9	2	10					
10							
11		2					
12							
13	10	11					
14	1						
15		2					
16	1	2	1				
17	5	9	5				
18	1	1					
19		4	7				
20		2	3				
21	5	10	7				
22			5				
23	3	6	2				
24	1	3	1				
25	4	17	5				
26			3				
27	4	2	2				
28		2	3				
29	5	2	7				
30	2	1	3				
31	2	8	7				
32			1				
33	7		7				
34	1		4				
35	1	1	4				
36	1		2				
37	11	1	3				
38	2						
39	1		6				
40			1				
41			5				
42							
43			4				
44	1		4				
45			2				
46			4	1			
47			1				
48			1				
49	1		3				
50	2		2				
51			3			2	
52			1	1		6	
53				2		7	
54				4		8	
55			2	4		3	
56			1	1		2	

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
57			2	5		1	
58	1			6		1	
59			1	2		1	
60				4		4	
61			1	5		1	
62	1		1	10		1	
63				4		1	
64			1	4			
65			2	2			
66			3	8		3	
67				8		1	
68				5		4	
69			1	8		1	
70			1	6			
71				7		1	
72				2		1	
73			1	7	1	1	
74				5	1	1	
75				6	1	4	
76				7	4	5	
77			4	7	5	1	
78			1	6	2	1	
79			2	8	1	2	
80				2	3	1	
81				7	4	5	
82			1	6	6	1	
83				3	1	5	
84				3		2	
85			1	6	4	26	
86				4	2		
87				5			
88			1	1	2		
89				2	2		
90				1	6		
91				1	1		
92				7	2		
93				34	12		
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100			1				
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110			1				
111							
112							
113			1				
114							
115							
116							

給 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
計(人)	76	96	149	227	60	104	-
構成比(%)	10.7	13.5	20.9	31.9	8.4	14.6	-
平均給料 月額(円)	185,288	228,050	290,959	372,159	390,903	406,346	-

人員計	712 人
平均給料月額	322,362 円

研究職給料表（試験場、研究所等で試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用）

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1					
2					
3					
4					
5		5	1		
6					
7					
8					
9		5			
10					
11					
12					
13		10			
14					
15					
16					
17		3			
18		1			
19					
20					
21		4			
22			1		
23		1			
24		2			
25		3			
26		3			
27		4			
28		1	2		
29		3			
30			2		
31			2		
32		3	3		
33		1	1		
34		2			
35		1			
36		2	1		
37		1	1		
38		2	1		
39			1		2
40			2		
41		3			1
42		2	1		
43		2			
44			2		
45			1		
46		3	3		
47		1	1		
48		1	3		
49			3	2	
50			4	1	
51			1	2	
52		2		1	
53			2		
54				1	
55		1	2	1	
56		3	1		

給号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
57		1	1	2	
58			1		
59		1	3	3	
60		4	2	1	
61				1	
62			1	5	
63		1	1	4	
64		2	3		
65		2	1		
66		1	1		
67			1		
68		4	2		
69		1	3	1	
70				6	
71		2		2	
72				1	
73				27	
74			2		
75		1	2		
76					
77					
78		2			
79			1		
80			1		
81			1		
82			1		
83					
84			3		
85			2		
86			1		
87			1		
88		1	1		
89			9		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106		1			
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					

給 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
117					
118					
119					
120					
121					
計(人)	-	99	87	61	3
構成比(%)	-	39.6	34.8	24.4	1.2
平均給料 月額(円)	-	269,602	373,886	434,069	457,833

人員計	250 人
平均給料月額	348,282 円

医療職給料表（1）（病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用）

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25	1			
26				
27				
28				
29		1		
30				
31	1			
32				
33				
34				
35	1			
36				
37				
38				
39	4	1		
40				
41				
42				
43	1			
44				
45				
46			1	
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				2
54				1
55				
56				

給 号	1 級	2 級	3 級	4 級
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				5
66				
67				
68			1	
69				
70			1	
71				
72				
73				
74				
75			1	
76				
77				
78				
79				
80				
81			1	
82			1	
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計 (人)	8	2	6	8
構成比 (%)	33.3	8.4	25.0	33.3
平均給料 月額(円)	360,350	422,650	524,117	567,738

人員計	24 人
平均給料月額	475,613 円

医療職給料表(2) (病院、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師等に適用)

号給 \ 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17		2					
18							
19							
20		2					
21		4					
22							
23			1				
24		1					
25		3	1				
26							
27		1	1				
28							3
29		5	1				2
30							1
31		1					1
32							
33		4	1				
34		1					
35			1		1		
36		1	1				
37		1	5		1		
38					1		
39			6				
40		1					
41			3		1		
42			1		2		
43			3				
44						1	
45			2				
46			1		3		
47			1		2	1	
48			1		1	3	
49			2		2		
50				1	4		
51						1	
52			1	2	2	2	
53			1			2	
54					1		
55			1		4		
56			2	1	1		
57			1			1	
58				1	2	1	
59				1	1		
60			1	1			

給号 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
61			1				
62			1				
63					1		
64					1	2	
65					1	25	
66					2		
67					1		
68				2	1		
69				1			
70			1	1	1		
71					1		
72			1		1		
73			1				
74					1		
75							
76			1	1	1		
77					1		
78					1		
79							
80							
81							
82							
83					1		
84					1		
85					6		
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計 (人)	-	27	45	12	52	39	7
構成比 (%)	-	14.8	24.7	6.6	28.6	21.4	3.9
平均給料 月額(円)	-	228,463	285,522	332,942	372,342	404,687	427,457

人員計	182 人
平均給料月額	335,984 円

医療職給料表(3) (病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師等に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13			4				
14							
15		6	1				
16							
17		1	2				
18							
19		5	2				
20			1				
21			2				
22							
23		3	2				
24			1				
25			4				
26				1			
27		4		3			
28							
29		1	3	1			
30				3			
31		3	2	6			
32							
33			1	1			
34		1	2	2			
35		1	1				
36			2				
37			2	4			
38				3			
39				3			
40							
41				3			
42				1			
43							
44				2			
45					1		
46			1	3			
47				2			
48					1	1	
49				1		1	
50				1			
51						1	
52				1			
53				4			
54				1	3	2	
55				1			
56				3			

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
57				3	1	1	
58			1	2	4	1	
59				4		1	
60				4			
61					1		
62				1	1		
63			1	2	2		
64				3	2	1	
65				3	2		
66				2	2		
67					2		
68				2	2		
69				4		1	
70							
71				1	2		
72				1	1		
73					3		
74				2	2		
75				1			
76				4			
77				1	1		
78					3		
79				2	1		
80			1	3			
81							
82				1	2		
83					2		
84							
85					1		
86					1		
87					2		
88							
89				2	1		
90					1		
91				1	1		
92							
93					23		
94							
95							
96							
97				1			
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							

給 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
165							
166							
167							
168							
169							
計(人)	-	25	36	100	71	10	-
構成比(%)	-	10.3	15.0	41.3	29.3	4.1	-
平均給料 月額(円)	-	229,556	273,003	330,507	384,579	423,030	-

人員計	242 人
平均給料月額	331,211 円

技術職給料表(1) (学校栄養士に適用)

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1					
2					
3					
4					
5		2			
6					
7					
8					
9		3			
10					
11					
12		1			
13		1			
14					
15		1			
16					
17		1			
18		1			
19		1			
20					
21					
22		2			
23		1			
24			1		
25		1			
26		1	1		
27					
28		1			
29		1			
30					
31					
32					
33			2		
34		1			
35		1	1		
36					
37		2	2		
38					
39					
40					
41			2		
42					
43					
44			1		
45					
46			1		
47					
48			1		
49			1		1
50					1
51					1
52					1
53					
54					1
55					
56					
57					1
58					
59					2
60					

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
61					
62					
63					
64					
65					1
66					1
67					
68					
69			1	1	
70					
71			1		
72					
73					
74					1
75					
76					
77					
78					
79					
80				1	1
81					
82					
83					
84					
85				1	1
86					
87					
88					
89					
90				1	
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100				1	
101				1	
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
計 (人)	-	22	15	6	13
構成比 (%)	-	39.3	26.8	10.7	23.2
平均給料 月額(円)	-	218,073	280,473	346,517	374,269

人員計	56 人
平均給料月額	284,809 円

公安職給料表 (警察官に適用)

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9	29								
10									
11									
12	2								
13	34								
14									
15	5								
16									
17	30								
18	1								
19	7								
20	2								
21	34								
22	4								
23	4								
24	3								
25	80	38							
26	6	3	1						
27	10	7	15						
28	2	8	11						
29	43	53	8						
30	6	17	10						
31	21	7	21						
32	14	13	17						3
33	12	38	15						8
34	2	21	8						2
35	6	16	11						1
36	1	5	14						
37	1	14	19						1
38	1	12	8						
39		8	21						3
40		13	16						1
41		12	29						1
42	1	11	14						
43		9	18	1					
44		3	21	1					
45		3	20					1	
46		8	23					3	
47	1	7	18					2	
48		5	20						
49		4	15	1	1	1		5	
50		2	18			1		2	
51		3	18	1				1	
52		1	16	1				1	
53		1	22	2	2	2	1	2	
54		1	30	1	6		1		
55		3	24		5	2	1		
56			23	2	5	4	4	2	

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
57		2	26	1	6		10	1	
58		1	29	2	8	2	1	1	
59			14	1	9	2	8	1	
60			18	1	9	3	4		
61		3	25	13	14	2	6	1	
62		2	27	15	8	1	4		
63		2	22	30	9	1	10		
64			26	21	15	4	5		
65			15	21	14	2	8		
66			28	18	10	2	4		
67			21	18	15	5	1		
68			21	28	12	4	9		
69		1	28	19	6	1	5		
70			27	19	12	1	2		
71			16	19	7	1	5		
72			19	23	5	3	4		
73			27	25	15	4	4		
74			14	19	11	3	3		
75			15	18	7	1	2		
76			19	31	9	1	4		
77			4	21	7	3	2		
78			3	21	10	4	2		
79			3	21	12	1	4		
80			5	25	9	3	2		
81			3	17	16	1			
82			4	13	7	4	3		
83			7	13	5	2	2		
84			7	18	7	3	1		
85			2	12	10	1	7		
86			2	13	9	1			
87			8	9	12	2			
88			3	9	7	2			
89			5	11	8	3			
90			2	16	7				
91			2	15	4	1			
92			2	12	6				
93			4	9	95	6			
94			1	11					
95				9					
96				9					
97			1	6					
98			2	8					
99			1	10					
100				11					
101				2					
102				9					
103				11					
104			2	6					
105			2	4					
106			2	5					
107			1	3					
108				3					
109				4					
110			3	5					
111				7					
112				7					

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
113				4					
114				4					
115			2	6					
116			1	1					
117				6					
118				6					
119				13					
120				12					
121				7					
122				7					
123				4					
124			1	5					
125			1	75					
126									
127			1						
128									
129									
130									
131									
132			1						
133									
134			2						
135									
136									
137									
138			1						
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
計(人)	362	357	1,052	887	451	90	129	23	20
構成比(%)	10.7	10.6	31.2	26.3	13.4	2.7	3.8	0.7	0.6
平均給料 月額(円)	211,351	247,982	295,088	374,379	408,407	419,063	435,891	451,826	471,650

人員計	3,371 人
平均給料月額	327,946 円

教育職給料表(1) (高等学校等に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、
栄養教諭、助教諭、実習助手等に適用)

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
1					
2					
3					
4					
5		14			
6					
7		2			
8		1			
9		27			
10		1			
11		9			
12		4			
13	1	35			
14					
15		4			
16		1			
17		15			
18					
19	1	22			
20		2			
21		26			
22		1			
23	1	19			
24		5			2
25		23			
26		8			
27	1	16			
28		11			5
29	1	30			3
30	1	4			5
31		20			4
32		10			6
33	1	20			3
34		8			1
35		23			6
36		10			8
37	1	30			3
38		14			4
39		17			
40	1	11			8
41		26			1
42		6			1
43	3	15			1
44	1	12			1
45	1	29			13
46		9			
47	2	15			
48	1	7			
49	1	28			
50	1	12			
51		15			
52	2	13			
53		25			
54		10			
55	3	28			
56	1	14			

級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
57	2	38			
58	1	12			
59	2	25			
60	1	12			
61	2	20		2	
62		9		13	
63		16		13	
64	2	13		1	
65	3	16		2	
66	1	10		18	
67	1	25		5	
68	3	14		1	
69	3	20		6	
70	2	12		16	
71	2	15		1	
72	3	6		2	
73	2	19		1	
74	3	14		1	
75	2	19		1	
76		12		1	
77	1	14		1	
78	4	21		2	
79		18		1	
80		12		3	
81	2	23		13	
82		19			
83	3	19			
84	1	8			
85	3	12			
86	2	15			
87	3	22	2		
88	2	17	1		
89	2	10			
90	2	12			
91		21	1		
92	1	9			
93	2	17	1		
94		18	1		
95	1	17	2		
96	1	13	8		
97	2	19	13		
98	4	24	5		
99	2	15	5		
100	2	14	3		
101	2	25	2		
102	3	31	5		
103	2	20	5		
104	2	14			
105		20	1		
106		23			
107		25	3		
108	2	18	1		
109	2	23			
110		13	2		
111	1	21			
112		20			

給 号	級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
113		2	30	1		
114		1	16			
115		1	25	1		
116		4	29	1		
117		1	30			
118		1	24			
119			27			
120		1	14			
121		1	27			
122			25			
123		2	33			
124		1	14			
125			16			
126			32			
127		1	32			
128		2	25			
129		2	32			
130		2	29			
131			28			
132			12			
133		1	37			
134		1	33			
135			41			
136			45			
137		2	46			
138			56			
139			50			
140			60			
141		1	61			
142		1	47			
143		3	56			
144		1	49			
145		1	158			
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
計(人)		147	2,915	64	104	75
構成比(%)		4.4	88.2	1.9	3.2	2.3
平均給料 月額(円)		284,914	365,704	431,522	450,777	472,021

人員計	3,305 人
平均給料月額	368,475 円

教育職給料表(2) (小中学校等に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、
栄養教諭、助教諭等に適用)

号給 \ 級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7		2			
8					
9					
10		2			
11					
12					
13		2			
14		2			
15					
16					
17		199			
18		1			
19		10			
20		12			
21		237			
22					17
23		26			59
24		19			64
25		197			59
26		5			29
27		12			60
28		27			25
29		73			14
30		11			34
31		151			18
32		16			20
33		53			16
34		23			12
35		183			17
36		19			11
37		76			6
38		31			6
39		53			4
40		20			2
41		134			3
42		29			6
43		57			2
44		35			1
45		127			10
46		29			
47		49			
48		32			
49		116			
50		23			
51		46			
52		45			
53		111			
54		33			
55		48			
56		46			

級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
57		112			
58		18			
59		49			
60		33			
61		64			
62		25			
63		65			
64		27			
65		44			
66		33			
67		70			
68		32			
69		50			
70		34			
71		71		1	
72		28	1	1	
73		49			
74		30			
75		53			
76		28		13	
77		61		53	
78		45		57	
79		44		22	
80		36		19	
81		47		72	
82		36		39	
83		49		6	
84		32		21	
85		52		51	
86		42		19	
87		40		2	
88		40		17	
89		65		8	
90		32		9	
91		36		3	
92		37		3	
93		49	1	9	
94		33	1	8	
95		65	3	6	
96		30	2	7	
97		49	1	73	
98		38	7		
99		41	3		
100		40	6		
101		59	4		
102		37	1		
103		44	1		
104		30	5		
105		42	2		
106		38	2		
107		42			
108		40			
109		36			
110		28			
111		37	1		
112		22			

号給 \ 級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
113		37			
114		22			
115		39			
116		17			
117		30			
118		26			
119		40			
120		31			
121		37			
122		35			
123		31			
124		26			
125		49			
126		38			
127		38			
128		45			
129		44			
130		23			
131		49			
132		33			
133		40			
134		22			
135		46			
136		42			
137		41			
138		28			
139		45			
140		56			
141		80			
142		71			
143		74			
144		78			
145		140			
146		116			
147		162			
148		136			
149		196			
150		169			
151		187			
152		191			
153		185			
154		146			
155		100			
156		108			
157		109			
計(人)	-	8,089	41	519	495
構成比(%)	-	88.5	0.4	5.7	5.4
平均給料 月額(円)	-	339,667	411,939	427,053	442,124

人員計	9,144 人
平均給料月額	350,497 円

第11表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

その1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	101				50	28	7	16			
事務職	50				46	4					
研究職	10				9	1					
医療職(1)											
医療職(2)	12					5	7				
医療職(3)	5					5					
技術職(1)	3					3					
技術職(2)											
公安職	33					10	20	3			
教育職(1)	222	13	209								
教育職(2)	243		243								
給料表計	679										
60歳	267										
61歳	179										
62歳	112										
63歳	71										
64歳	50										

(注) 該当人員0の級は空欄とした(次表において同じ。)

その2 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	33				7	18	1		1	6	
事務職	2					2					
研究職	5				5						
医療職(1)											
医療職(2)	1					1					
医療職(3)	1					1					
技術職(1)											
技術職(2)											
公安職											
教育職(1)	9		9								
教育職(2)	274		274								
給料表計	325										
60歳	106										
61歳	92										
62歳	80										
63歳	32										
64歳	15										

2 民間の給与関係

令和3(2021)年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、本県職員の給与を検討するため、令和3(2021)年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

人事委員会及び人事院

(3) 調査の範囲

① 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 848事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

② 調査対象職種

事務・技術関係22職種、その他32職種、合計54職種（うち初任給関係職種12職種）

(4) 調査対象の抽出

① 標本事業所の抽出

(3)の①に記載した調査対象事業所を、組織、規模、産業により14層に層化し、これらの層から175事業所を無作為に抽出し調査を行った。

調査完了事業所は、第12表のとおりである。

② 従業員の抽出

初任給関係以外の各調査職種に該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集 計

① 調査実人員

事務・技術関係職種 5,529人（初任給関係 259人、初任給関係以外 5,270人）であり、その他の職種が 481人（初任給関係 8人、初任給関係以外 473人）である。

なお、初任給関係以外の調査職種該当者（母集団）の推定数は、48,320人であり、うち事務・技術関係職種該当者は43,661人である。

② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(6) 結 果

民間の給与等の実態は、第12表から第26表までのとおりである。

第12表 産業別、企業規模別調査事業所数

企業規模 産業	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
		事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	136	24	20	22	50	20
農業、林業、漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利 採取業、建設業	9	—	—	—	5	4
製造業	87	14	12	16	34	11
電気・ガス・熱供給 ・水道業、情報通信 業、運輸業、郵便業	8	1	2	2	1	2
卸売業、小売業	5	—	1	1	2	1
金融業、保険業、不 動産業、物品賃貸業	4	3	1	—	—	—
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業	23	6	4	3	8	2

(注) 1 上記調査事業所のほか、調査不能の事業所が39所あった。

2 調査対象事業所175所に占める調査完了事業所136所の割合（調査完了率）は、77.7%である。

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第13表 民間における初任給の改定状況

学 歴	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
		増 額	据置き	減 額	
大 学 卒	26.8 %	(37.8) %	(62.2) %	(-) %	73.2 %
高 校 卒	22.6	(37.3)	(62.7)	(-)	77.4

(注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。

2 () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第14表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
新 卒 事 務 員	大 学 卒	円 204,129	円 207,938	円 203,386	円 x
	高 校 卒	171,070	169,568	170,062	x
新 卒 技 術 者	大 学 卒	207,200	206,574	211,305	x
	高 校 卒	169,124	168,223	175,000	x
計	大 学 卒	205,680	207,178	206,981	x
	高 校 卒	169,864	168,639	172,685	167,450

(注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

2 「x」は、調査事業所が1事業所の場合である。

第 15 表 民間における給与改定の状況

項目 役職段階	ベース改定の慣行なし			
	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	
係員	33.9%	21.6%	—%	44.5%
課長級	23.2	16.2	—	60.6

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

第 16 表 民間における定期昇給の実施状況

項目 役職段階	定期昇給制度あり						定期昇給 制度なし
		定期昇給実施				定期昇給 中止	
		増額	減額	変化なし			
係員	92.1%	90.4%	22.5%	6.1%	61.8%	1.7%	7.9%
課長級	78.0	75.5	19.1	4.0	52.3	2.5	22.0

(注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

2 割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が合致しないことがある。

第17表 比較対象従業員に係る職種

職 種 名	定 義
支 店 長 工 場 長	・ 構成員50人以上の支店（支社）又は工場の長 （取締役兼任者を除く。）
事 務 部 長 技 術 部 長	・ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
事 務 部 次 長 技 術 部 次 長	・ 上記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 ・ 中間職（部長－課長間）
事 務 課 長 技 術 課 長	・ 2係以上又は構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
事務課長代理 技術課長代理	・ 上記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・ 中間職（課長－係長間）
事 務 係 長 技 術 係 長	・ 係長及び係長級専門職 〔 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者及び係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任については、係長に含めて集計している。 〕
事 務 主 任 技 術 主 任	・ 係長等のいる事業所における主任 ・ 中間職（係長－係員間）
事 務 係 員 技 術 係 員	・ 一般の事務員、技術者

- (注) 1 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の上に位置付けられる者をいう。
- 2 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の上に位置付けられる者をいう。
- 3 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の上に位置付けられる者をいう。

第18表 民間における職種別給与額等

その1 常勤の従業員（再雇用者を除く。）

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3(2021)年4月分平均支給額		
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	8	48.5	646,007	139	645,868
	工 場 長	17	54.5	774,158	0	774,158
	事 務 部 長	107	52.3	653,538	4,366	649,172
	技 術 部 長	134	52.6	644,999	1,135	643,864
	事 務 部 次 長	14	50.3	606,416	10,199	596,217
	技 術 部 次 長	19	50.8	540,430	2,059	538,371
	事 務 課 長	305	49.8	562,008	8,576	553,432
	技 術 課 長	363	47.9	543,102	5,019	538,083
	事 務 課 長 代 理	98	47.3	520,741	64,271	456,470
	技 術 課 長 代 理	60	48.9	464,817	44,200	420,617
	事 務 係 長	351	45.4	456,330	59,328	397,002
	技 術 係 長	411	43.1	484,174	60,880	423,294
	事 務 主 任	105	43.2	331,514	29,370	302,144
技 術 主 任	209	45.6	487,963	54,880	433,083	
事 務 係 員	1,437	36.8	315,344	35,181	280,163	
技 術 係 員	1,632	35.0	327,514	46,760	280,754	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	2	53.5	987,654	0	987,654
	研 究 部 (課) 長	26	46.4	648,107	1,303	646,804
	研 究 室 (係) 長	19	47.8	701,049	10,366	690,683
	主 任 研 究 員	91	47.8	586,479	27,494	558,985
	研 究 員	147	38.8	499,205	86,801	412,404
研 究 補 助 員	56	33.3	404,829	57,156	347,673	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和3(2021)年4月分平均支給額			
			き ま っ て 支給する給与 (A)	う ち 時間外手当 (B)	(A) - (B)	
						円
教 育 関 係 職 種	大学学長・副学長・学部長	4	68.0	799,583	0	799,583
	大 学 教 授	25	56.7	607,430	0	607,430
	大 学 准 教 授	16	40.9	443,506	0	443,506
	大 学 講 師	11	44.4	435,210	0	435,210
	大 学 助 教	—	—	—	—	—
高 等 学 校 職 種	高 等 学 校 校 長	—	—	—	—	—
	高 等 学 校 教 頭	2	59.5	529,799	0	529,799
	高 等 学 校 主 幹 教 諭	—	—	—	—	—
	高 等 学 校 指 導 教 諭	—	—	—	—	—
	高 等 学 校 教 諭	53	38.7	347,641	2,814	344,827
技 能 ・ 労 務 関 係 職 種	電 話 交 換 手	—	—	—	—	—
	自家用乗用自動車運転手	—	—	—	—	—
	守 衛	5	48.7	365,730	49,530	316,200
	用 務 員	16	46.8	241,527	281	241,246
調 査 実 人 員 合 計		5,743				

その2 再雇用者

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和3(2021)年4月分平均支給額		
			きま って 支給 する 給与 (A)	うち 時間 外手 当 (B)	(A) - (B)
支店長・工場長	—	—	—	—	—
事務・技術部長	8	63.2	453,785	215	453,570
事務・技術部次長	x	x	x	x	x
事務・技術課長	5	62.6	479,291	0	479,291
事務・技術課長代理	3	62.0	313,099	16,314	296,785
事務・技術係長	8	62.4	340,657	5,440	335,217
事務・技術主任	—	—	—	—	—
事務・技術係員	291	62.6	269,869	20,667	249,202
調査実人員合計	316				

(注) 「x」は、調査実人員が1人の場合である。

第19表 職員給与と民間給与との比較における対応関係

職務の級	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上 500人未満の事業所	企業規模50人以上 100人未満の事業所
9 級	支店長、工場長、 部長、部次長		
8 級	課長	支店長、工場長、 部長、部次長	支店長、工場長、 部長、部次長
7 級			
6 級	課長代理	課長	課長
5 級			
4 級	係長	課長代理	課長代理
3 級		係長	係長
2 級	主任	主任	主任
1 級	係員	係員	係員

第 20 表 民間における家族手当の支給状況

支 給 の 有 無		事 業 所 割 合
家族手当制度がある		78.1%
配偶者に家族手当を支給する		(79.6%)
家族手当制度がない		21.9%
扶養家族の 構成別 支給月額	配 偶 者	12,501 円
	配偶者と子 1 人	19,685 円
	配偶者と子 2 人	26,657 円

(注) 1 () 内は、家族手当制度がある事業所を 100 とした割合である。

2 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

備 考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については 6,500 円、子については 1 人につき 10,000 円、それら以外については 1 人につき 6,500 円である。

なお、満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子がいる場合は、当該子 1 人につき 5,000 円が加算される。

第 21 表 民間における在宅勤務手当の支給状況

その 1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務手当の支給状況

在宅勤務を 実施している	在宅勤務手当を支給する		在宅勤務を 実施していない
	在宅勤務手当を 支給する	在宅勤務手当を 支給しない	
46.3 %	(36.9) %	(63.1) %	53.7 %

(注) () 内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その 2 在宅勤務手当の支給の検討状況

検討している	検討していない
34.8 %	65.2 %

(注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務手当を支給しない事業所を100とした割合である。

第 22 表 民間における特別給の支給状況

区 分 項 目		事務・技術等従業員	(参 考) 技能・労務等従業員
			円
平均所定内給与月額	下半期 (A1)	355,045	275,160
	上半期 (A2)	366,882	287,208
特別給の支給額	下半期 (B1)	762,892	490,551
	上半期 (B2)	796,264	520,325
特別給の支給割合	下半期 $\left[\frac{B1}{A1} \right]$	2.15 月分	1.78 月分
	上半期 $\left[\frac{B2}{A2} \right]$	2.17	1.81
	年間計	4.32	3.59

(注) 下半期とは令和2(2020)年8月から令和3(2021)年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

備 考 職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.45月である。

第 23 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項 目 企業規模	係 員		課 長 級		部長級 (非役員)	
	一定率 (額)分	考 課 査定分	一定率 (額)分	考 課 査定分	一定率 (額)分	考 課 査定分
規 模 計	% 57.1	% 42.9	% 48.5	% 51.5	% 48.3	% 51.7
500人以上	57.7	42.3	43.2	56.8	43.7	56.3
100人以上 500人未満	50.1	49.9	43.8	56.2	42.0	58.0
50人以上 100人未満	71.9	28.1	71.9	28.1	76.8	23.2

第24表 民間における定年制の状況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
100.0 %	79.9 %	20.1 %	— %

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第25表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区 分	給与減額あり	給与減額なし	
		60歳で減額	
課 長 級	54.4 %	54.4 %	45.6 %
非 管 理 職	71.0	61.7	29.0

- (注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(第26表において同じ)。
 2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第26表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課 長 級	非 管 理 職
68.8 %	65.5 %

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

3 労働経済関係

第27表 労働経済指標

項目 年度・ 年月	全 国					栃 木 県				
	① きまって支給する給与 (調査産業計)		② 総実労働時間数 (調査産業計)		④ 有効求人 倍率 (季節 調整値)	⑤ きまって支給する給与 (調査産業計)		⑥ 総実労働時間数 (調査産業計)		⑧ 有効求人 倍率 (季節 調整値)
	金 額	前年度比・ 前年同月比	③うち 所定外労 働時間数	金 額		前年度比・ 前年同月比	⑦うち 所定外労 働時間数			
	(円)	(%)		(時間)	(円)	(%)		(時間)	(時間)	(倍)
令和元(2019)年度	296,129	0.1	144.2	12.3	1.55	279,602	▲ 0.6	147.3	12.2	1.36
令和2(2020)年度	293,250	▲ 1.0	140.0	10.6	1.10	277,645	▲ 0.7	146.0	10.4	1.01
令和2(2020)年 4月	295,668	▲ 1.3	143.8	10.5	1.30	280,419	▲ 1.4	152.8	11.0	1.15
5月	287,170	▲ 2.6	126.9	8.6	1.18	270,009	▲ 3.2	134.6	8.8	1.08
6月	290,945	▲ 2.2	141.3	9.3	1.12	277,397	▲ 1.2	147.3	9.0	1.03
7月	292,662	▲ 1.3	145.8	10.3	1.09	276,427	▲ 1.5	150.4	9.7	0.99
8月	291,134	▲ 1.6	133.7	9.9	1.05	276,496	▲ 0.6	136.1	9.6	0.95
9月	292,878	▲ 1.0	140.6	10.7	1.04	276,975	0.1	145.5	10.3	0.94
10月	296,294	▲ 0.7	147.4	11.3	1.04	278,688	▲ 1.0	154.1	11.0	0.93
11月	294,168	▲ 1.2	143.4	11.4	1.05	280,149	▲ 0.7	150.2	10.9	0.95
12月	294,981	▲ 0.7	142.3	11.5	1.05	282,452	0.8	148.6	11.3	0.97
令和3(2021)年 1月	293,031	0.0	135.1	11.0	1.10	273,848	▲ 0.7	139.6	10.8	1.06
2月	292,791	▲ 0.3	135.4	11.1	1.09	277,867	0.1	142.4	10.6	1.05
3月	297,340	1.1	145.1	12.0	1.10	281,016	0.9	150.7	11.5	0.99
4月	300,317	1.6	150.4	12.1	1.09	278,779	▲ 0.5	155.6	12.0	1.01
5月	294,857	2.6	136.0	11.1	1.09	276,551	2.4	140.3	11.3	1.03
6月	297,175	2.1	146.9	11.4	1.13	279,090	▲ 0.2	153.8	11.7	1.09
資料出所	厚 生 労 働 省					県 民 生 活 部				栃木 労働局

(注) 1 ①、⑤、⑩は平成27年基準である。

2 ⑩は令和2年基準である。

3 ①、②、③、⑤、⑥、⑦は事業所規模30人以上の数値である。

⑨ 消費支出								⑩消費者物価指数		⑪国内企業物価指数
全 国				宇 都 宮 市				全国	宇都宮	
二人以上の世帯		うち勤労者世帯		二人以上の世帯		うち勤労者世帯				
金 額	前年度比・ 前年同月比	金 額	前年度比・ 前年同月比	金 額	前年度比・ 前年同月比	金 額	前年度比・ 前年同月比	前年度比・ 前年同月比	前年度比・ 前年同月比	前年度比・ 前年同月比
(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(%)	(%)	(%)
291,235	0.8	320,573	0.7	300,090	▲ 0.2	337,668	▲ 2.0	0.5	0.5	0.1
276,167	▲ 5.2	304,508	▲ 5.0	273,996	▲ 8.7	303,961	▲ 10.0	▲ 0.2	0.0	▲ 1.4
267,922	▲ 11.0	303,621	▲ 9.9	271,575	▲ 17.6	273,318	▲ 27.7	0.1	0.2	▲ 2.5
252,017	▲ 16.2	280,883	▲ 15.5	272,615	▲ 0.2	300,095	2.8	0.1	0.2	▲ 2.7
273,699	▲ 1.1	298,367	▲ 3.3	276,566	0.6	278,356	5.6	0.1	0.4	▲ 1.6
266,897	▲ 7.3	288,622	▲ 10.1	248,846	▲ 15.4	268,055	▲ 21.7	0.3	1.0	▲ 0.9
276,360	▲ 6.7	304,458	▲ 6.5	276,643	▲ 8.0	289,641	▲ 10.2	0.2	0.8	▲ 0.6
269,863	▲ 10.2	304,161	▲ 7.7	235,644	▲ 15.6	263,133	▲ 17.1	0.0	0.6	▲ 0.8
283,508	1.4	312,334	2.3	283,283	▲ 13.5	320,361	▲ 22.0	▲ 0.4	▲ 0.1	▲ 2.2
278,718	0.0	305,404	0.5	296,236	▲ 8.3	349,862	▲ 2.8	▲ 0.9	▲ 1.0	▲ 2.4
315,007	▲ 2.0	333,777	▲ 3.4	288,899	▲ 3.3	318,978	▲ 3.4	▲ 1.2	▲ 1.1	▲ 2.1
267,760	▲ 6.8	297,629	▲ 4.8	300,124	0.9	373,876	12.9	▲ 0.7	▲ 0.6	▲ 1.5
252,451	▲ 7.1	280,781	▲ 7.4	223,665	▲ 23.4	250,114	▲ 24.8	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 0.6
309,800	6.0	344,055	6.7	313,853	0.9	361,743	▲ 2.5	▲ 0.4	▲ 0.1	1.2
301,043	12.4	338,638	11.5	265,209	▲ 2.3	294,179	7.6	▲ 1.1	▲ 1.3	3.7
281,063	11.5	317,681	13.1	305,823	12.2	354,480	18.1	▲ 0.8	▲ 1.0	4.9
260,285	▲ 4.9	281,173	▲ 5.8	267,035	▲ 3.4	304,331	9.3	▲ 0.5	▲ 0.4	5.0
総 務 省									日本銀行	

4 生計費関係

第28表 宇都宮市における費目別、世帯人員別標準生計費（令和3（2021）年4月）

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	30,633	49,100	57,346	65,591	73,837
住居関係費	40,719	49,581	42,693	35,809	28,926
被服・履物費	4,528	5,093	6,379	7,665	8,953
雑費Ⅰ	16,281	35,148	43,567	51,986	60,415
雑費Ⅱ	9,315	27,439	26,835	26,230	25,621
計	101,476	166,361	176,820	187,281	197,752

令和3（2021）年4月の標準生計費算定方法

標準生計費は、標準的な生活の水準を求めるためのものであり、「家計調査」（総務省）等に基づき、次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目に分類して算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費	……	食料
住居関係費	……	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	……	被服及び履物
雑費Ⅰ	……	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費Ⅱ	……	その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、本年4月の「家計調査」における宇都宮市の調査結果(90世帯)に基づく費目別平均支出金額（日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、全国の1人世帯の各費目別標準生計費に、全国と宇都宮市の本年4月の費目別平均支出金額の比を乗じて求めた。

5 国及び都道府県の給与関係

第 29 表 都道府県のラスパイレス指数の状況

(令和 2 (2020) 年 4 月)

ラスパイレス指数	98 未満	98 以上 99 未満	99 以上 100 未満	100 以上 101 未満	101 以上
	団 体 数	4	6	16	15

(注) 1 「令和 2 年地方公務員給与実態調査」(総務省)による。

2 「ラスパイレス指数」とは、地方公共団体の一般行政職の給料額(基本給)と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額(基本給)を学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて、比較し、算出したもので、国を 100 としたものである。

なお、本県のラスパイレス指数は 100.7 である。

3 総務省では、地域手当を加味した国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数)を参考として算出している。

なお、本県の地域手当補正後ラスパイレス指数は、99.9 である。

6 人事院勧告等の概要

【令和3(2021)年8月10日報告・勧告】

○ 給与勧告の骨子

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約 11,800 民間事業所を対象に調査（完了率 82.7%）

〈月例給〉 公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくするもの同士を比較

○ 民間給与との較差 △19 円 0.00% [行政職(一)…現行給与 407,153 円 平均年齢 43.0 歳]

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.32 月（公務の支給月数 4.45 月）

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わない

〈ボーナス〉

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.45 月分→4.30 月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

（一般の職員の場合の支給月数）

		6 月期	12 月期
令和3(2021)年度	期末手当	1.275 月（支給済み）	1.125 月（現行 1.275 月）
	勤勉手当	0.95 月（支給済み）	0.95 月（改定なし）
4(2022)年度以降	期末手当	1.20 月	1.20 月
	勤勉手当	0.95 月	0.95 月

[実施時期]

法律の公布日

3 その他の取組

(1) 非常勤職員の給与

本年7月、期末手当・勤勉手当に相当する給与について、非常勤職員の給与に関する指針を改正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導

(2) 育児休業制度の改正に併せた期末手当・勤勉手当の取扱い

意見の申出に併せ、期末手当・勤勉手当の在職期間等の算定に当たり、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないよう措置

(3) テレワーク（在宅勤務）に関する給与面での対応

公務におけるテレワークの実態や経費負担の状況の把握、既に在宅勤務手当を導入した企業に対するヒアリングの実施などを通じ、引き続き研究

4 今後の給与制度見直しに向けた検討

定年の段階的引上げに係る改正法の成立を受け、能力・実績を的確に反映させつつ60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう、人事評価制度の改正を踏まえた昇格、昇給等の基準の整備を始めとして、順次取組

○ 公務員人事管理に関する報告の骨子

令和3年給与勧告に併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。同報告では、以下の1から4までの四つの課題を認識し、対応策を示した。その概要は以下のとおりである。

1 人材の確保及び育成

【課題】

公務志望者が減少し若年層職員の離職も増加する中で、優秀な人材の確保は喫緊の課題であり、新規学卒者の確保・育成に加え、官民の垣根を越えて時代環境に適応できる能力を有する人材の誘致が不可欠。また、公務職場全体の魅力を高め、個々の職員が能力・経験を十全に発揮し、意欲を持って働ける環境を実現するためには、幹部職員等の組織マネジメントが極めて重要

【対応】

(1) 志望者の拡大

採用試験の申込者数の減少が続く状況を打開し増加させていくため、就職先としての公務に対する学生の認識等を把握。技術系の人材確保に向けた活動、オンラインによる情報発信等を強化

(2) デジタル人材の確保

令和4年度から総合職試験に「デジタル」区分を新設し、積極的に周知

(3) 民間との人材交流促進

公務と民間との間の人材の流動性を高めることが重要であり、経験者採用試験の周知活動、任期付職員の各府省限りで採用できる範囲の拡大等により、各府省が必要な様々な専門分野の民間人材を確保できるよう支援

(4) 女性の採用及び登用の促進

政府の取組と連携しつつ、公務志望者拡大に向けた広報活動や女性の活躍支援のための研修の充実、勤務環境の整備等により、各府省の目標達成に向けた取組を支援

(5) 研修を通じた人材育成

マネジメント能力の醸成を図るための研修の充実。幹部職員対象の研修の抜本的改定。オンライン方式も活用

2 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援

【課題】

少子化社会対策大綱では、男性の家事・育児参画の促進や不妊治療への支援を含め、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む隘路の打破に強力に取り組むこととされ、公務においても、職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援することが一層重要

【対応】

育児休業の取得回数制限を緩和する育児休業法改正について意見の申出。常勤職員・非常勤職員ともに不妊治療のための休暇（有給・原則年5日、頻繁な通院を要する場合は5日加算）を新設。非常勤職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇（いずれも有給）を新設、産前・産後休暇を有給化等

3 良好な勤務環境の整備

【課題】

職員が能力を十分に発揮し、組織としてパフォーマンスを上げるため、長時間労働を是正するとともに、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務環境を整備することが重要

【対応】

(1) 長時間労働の是正

特例業務や他律部署の範囲、医師による面接指導等の徹底、業務見直し等を通じた超過勤務縮減、手当の適正な支給について指導し、各府省の組織全体の取組も促進。客観的な記録に基づく超過勤務時間の管理を今後原則化

業務量に応じた要員の確保の必要性を指摘。喫緊の課題である国会対応業務の改善へ国会等の理解と協力を切願

(2) テレワーク等の柔軟な働き方への対応

テレワークの推進は業務プロセスの変革やデジタルトランスフォーメーションの推進を通じた行動変容の観点から重要であり、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方や勤務間インターバルの確保の方策等について、有識者による研究会を設けて検討

(3) ハラスメントの防止

各府省における防止対策の実施状況の把握・指導、ハラスメント相談員セミナーの開催等により、各府省における防止対策を支援

(4) 心の健康づくりの推進等

オンラインでの心の悩み相談の導入、ストレスチェックを活用した職場環境改善の円滑な実施に向けた支援等により、心の健康づくりを推進

4 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

【課題】

定年の引上げにより職員構成の高齢化や在職期間の長期化が一層進む中で、職員の士気を高め、組織活力を維持するためには、人事評価により職員の能力・実績を的確に把握した上で、その結果を任用、給与等に適切に反映するとともに、人材育成の観点からも活用することが重要

【対応】

- ・ 定年の引上げが円滑に行われるよう、人事院規則で定める事項等について検討・調整を行うなど、必要な準備を推進
- ・ 評語細分化等の人事評価制度の改正を踏まえ、昇任・昇格、昇給等の基準の改正に向け検討
- ・ 管理職員にはオンラインも活用した面談の確実な実施が求められる中、評価者向けの研修の充実等を図ることにより、各府省の人事評価を活用した人材育成を一層支援

○ 国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の骨子

男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進を更に進めるための方策の一つとして、育児休業の取得回数制限を緩和する育児休業法改正について、国家公務員法第23条の規定に基づき、国会及び内閣に対して意見の申出。あわせて、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、人事院規則の改正等により、休暇の新設、休業等の取得要件緩和等を措置

1 育児休業の取得回数制限の緩和

育児休業を原則2回まで（現行：原則1回まで）取得可能とする

この原則2回までとは別に、子の出生後8週間以内に育児休業を2回まで（現行：1回まで）取得可能とする

2 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために一体的に講じる休暇・休業等に関する措置

(1) 民間育児・介護休業法の改正内容を踏まえた措置

ア 子の出生後8週間以内の育児休業について請求期限を2週間前まで（現行：1月前まで）に短縮

イ アのほか、非常勤職員について次の措置

- ① 育児休業・介護休暇の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止
- ② 子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件を緩和
- ③ 子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化

ウ 各省各庁の長等に対して次の措置等を義務付け

- ① 本人・配偶者の妊娠・出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び育児休業の取得意向の確認のための措置
- ② 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置
- ③ 育児休業の取得状況の報告（人事院により公表）

(2) (1)のほか、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための措置

ア 不妊治療のための休暇（原則年5日、頻繁な通院を要する場合は5日加算）を新設（有給）

イ 育児参加のための休暇の対象期間を子が1歳に達する日まで（現行：産後8週間を経過する日まで）に拡大

ウ ア及びイのほか、非常勤職員について次の措置

- ① 育児時間・介護時間の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止
子の看護休暇・短期介護休暇の取得要件のうち、6月以上の継続勤務の要件を緩和
- ② 配偶者出産休暇・育児参加のための休暇の新設（有給）
- ③ 産前休暇・産後休暇の有給化

エ 期末手当・勤勉手当における在職期間等の算定に当たっては、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないこととする

3 実施時期

- ・ 育児休業の取得回数制限の緩和及びこれらを踏まえた措置（1、2(1)ア、イ②・③、(2)イ、エ）：民間育児・介護休業法の改正事項のうち育児休業の分割取得等に係る施行日に遅れず実施
- ・ 休暇の新設・有給化（2(2)ア、ウ②・③）：令和4年1月1日
- ・ 非常勤職員の休暇・休業等の取得要件緩和、各省各庁の長等に対する措置等の義務付け（2(1)イ①、ウ、(2)ウ①）：令和4年4月1日